

議決内容の一部変更について
(那覇・南風原クリーンセンター灰出し設備改良工事)

次のとおり議決内容の一部を変更する。

令和6年2月2日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管 理 者 知 念 寛

1. 議 決 事 件 名 工事請負契約について(那覇・南風原クリーンセンター
灰出し設備改良工事) (令和5年8月10日同意)
- (1) 契 約 の 目 的 那覇・南風原クリーンセンター灰出し設備改良工事
- (2) 契 約 の 相 手 方

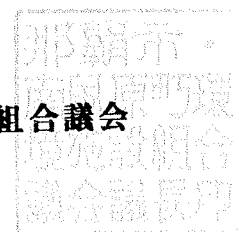
請負者 住 所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目7番27号
商 号 J F E エンジニアリング株式会社九州支店
氏 名 支店長 橋本 恭彦

2. 変更する事項 契約金額
- (1) 既 決 金 額 686,400,000 円
- (2) 変更する金額 733,469,000 円

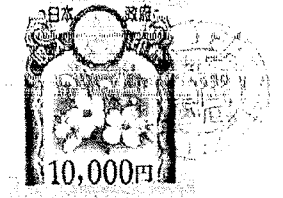
(提案理由)

那覇・南風原クリーンセンター灰出し設備改良工事について、議決内容の一部を変更するため、この案を提出する。

令和6年2月2日 同意
那覇市・南風原町環境施設組合議会
議長 多和田 栄子



工事請負変更仮契約書



- 1 工事名称 那覇・南風原クリーンセンター灰出し設備改良工事
- 2 工事場所 那覇・南風原クリーンセンター（沖縄県島尻郡南風原町字新川650番地）
- 3 変更工期 自 令和一年一月一日
至 令和一年一月一日
- 4 請負増減額 ￥47,069,000-（増額）
うち消費税及び地方消費税の額 ￥4,279,000-
（注）消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。
- 5 変更内容 別途設計図書及び工事設計変更協議書のとおり

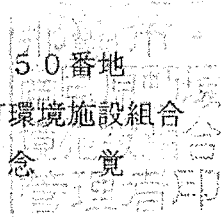
上記工事について、発注者那覇市・南風原町環境施設組合と受注者JFEエンジニアリング株式会社九州支店とが、令和5年8月10日に締結した工事請負契約の一部を上記のとおり変更するので、工事請負変更仮契約を締結する。ただし、変更契約についても当初の契約に記載された条項を遵守するものとする。

この仮契約書は、当該契約について那覇市・南風原町環境施設組合議会の同意議決を得たときに、その議決の日をもって本契約に切り替わるものとする。この場合管理者は、議決のあった旨を遅延なく請負者に通知するものとする。

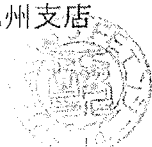
この契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和 5 年 12 月 27 日

発注者 南風原町字新川650番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 知念 寛



受注者 福岡市博多区博多駅東2丁目7番27号
JFEエンジニアリング株式会社 九州支店
支店長 橋本 恭彦



工事請負契約について（那覇・南風原クリーンセンター灰出し設備改良工事）

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年8月10日提出

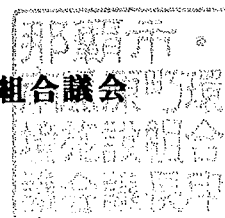
那覇市・南風原町環境施設組合
管 理 者 知 念 覚

1. 契約の目的 那覇・南風原クリーンセンター灰出し設備改良工事
2. 契約の方法 制限付一般競争入札
3. 契約金額 686,400,000 円
4. 契約の相手方
請負者 住 所 福岡市博多区博多駅東二丁目7番27号
商 号 JFEエンジニアリング株式会社九州支店
氏 名 支店長 橋本 恭彦

（提案理由）

「那覇・南風原クリーンセンター灰出し設備改良工事」を施工するため、那覇市・南風原町環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

令和5年8月10日 同意
那覇市・南風原町環境施設組合議会
議長 翁長 俊英



工 事 請 負 仮 契 約 書

- 1 工事名称 那覇・南風原クリーンセンター灰出し設備改良工事
- 2 工事場所 那覇・南風原クリーンセンター(南風原町字新川 650 番地)
- 3 工事期間 議決の日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 4 請負代金額 ¥ 686,400,000-
うち消費税及び地方消費税の額 ¥ 62,400,000-
(注)消費税及び地方消費税の額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出。
- 5 契約保証金 那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、免除する。
- 6 前金払い 適用あり。詳細は那覇市・南風原町環境施設組合工事請負契約約款に定める。
- 7 部分払い 適用あり。詳細は那覇市・南風原町環境施設組合工事請負契約約款に定める。

上記工事について、発注者那覇市・南風原町環境施設組合と受注者 JFEエンジニアリング株式会社 九州支店とは、那覇市・南風原町環境施設組合工事請負契約約款に基づき、各々対等の立場における合意により、工事請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約書は、当該契約について那覇市・南風原町環境施設組合議会の同意議決を得たときに、その議決の日をもって本契約に切り替わるものとする。この場合管理者は、議決のあった旨を遅滞なく受注者に通知するものとする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自がその 1 通を所持する。

令和 5 年 7 月 18 日

発注者 南風原町字新川 650 番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 知 念 覚

受注者 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 7 番 27 号
JFEエンジニアリング株式会社 九州支店
支店長 橋本 恭彦